

兵庫労働局発表
令和4年8月29日

[照会先]
兵庫労働局労働基準部安全課
課長 森永 芳彰
安全専門官 山崎 一浩
TEL (078) 367-9152
FAX (078) 367-9166

報道関係者 各位



第1回「兵庫SAFE協議会」を開催します。 第三次産業対策の新たな取組を開始



【新たに設置する協議会】

社会福祉施設対象

兵庫SAFE協議会「介護施設」

第1回協議会 9月30日(金) 10:00~12:00

小売業対象

兵庫SAFE協議会「小売業」

第1回協議会 9月30日(金) 14:00~16:00

第1回協議会の詳細は別紙1「兵庫SAFE協議会(会議)実施要領」によります。

*SAFEはSafer Action For Employees(従業員の幸せのための安全アクション)を旗印に、新たな切り口による取組を進めていこうとするものです。

兵庫労働局(局長 鈴木一光)では、第三次産業のうち「小売業」及び「社会福祉施設」において、県内の主要な企業、地方公共団体、関係団体等を構成員とする「兵庫SAFE協議会」を設置し、構成員間での労働災害防止に関する取組や好事例の共有を図るとともに、業界の課題等を話し合うための協議会を開催いたします。

県内の休業4日以上労働災害は、全産業では長期的に減少傾向にあるのに比べ、第三次産業では横ばい若しくは増加が続くことで、労働災害全体に占める割合が大きく増加しており、特に「小売業」「社会福祉施設」では、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった労働者の作業行動に起因する労働災害(以下「行動災害」という。)の増加が大きな要因となっています(別紙3兵庫労働局災害統計参照)。これらの業種で行動災害が増加する背景としては、人手不足による業務繁忙や顧客・利用者第一の慣習等のサービス業界特有の課題に加え、近年急激に進む労働者の高齢化があり、従来手法だけでは労働災害は減らせないことから、新たな取組を開始するものです。

「兵庫SAFE協議会」の新たな取組

- (1) 地域のリーディングカンパニー参加の協議会
地域の主要な企業が構成員となり、企業の取組や好事例等が協議されます。
- (2) 指導ではなく、支援を主体とした取組
行政を含めた協議会構成員が、ともに業界や企業等の課題に対する有効な改善策を探ります。
- (3) 協議会構成員間の好事例等を共有・収集し、管内の業界全体に普及

上記の協議会(会議)につきましては取材対象としておりますので、取材を希望される報道関係者は別紙2「取材申込書」により、お申込みをお願いいたします。

「兵庫SAFE協議会」を設置しました。

兵庫労働局労働基準部安全課・健康課

第三次産業における労働災害防止対策の新たな取り組みとして、小売業及び社会福祉施設の業種を対象とした兵庫SAFE協議会「小売業」及び兵庫SAFE協議会「介護施設」を設置しました。



SAFE協議会のロゴ

兵庫SAFE協議会の概要

兵庫県内の小売業、社会福祉施設の主要な企業、地方公共団体、関係団体等により構成されます。（以下、構成員と呼びます。）

協議会の構成員間で

企業における労働災害防止の取組や好事例の共有を図る。「転倒」及び「動作の反動、無理な動作」等（行動災害）の防止対策を探る。業界の課題について話し合う。等の取り組みを通じて、企業の自主的な安全衛生活動のさらなる推進と協議会活動の地域発信による管内企業の安全衛生に係る機運醸成を目指します。

SAFE協議会は「関係者が一丸となって行動災害防止に取り組むこと」を新たな切り口としています。

【兵庫SAFE協議会の第1回協議会を開催】

令和4年9月30日（金）に兵庫労働局の会議室におきまして、兵庫SAFE協議会の設置後、初回となる協議会を開催しました。

兵庫SAFE協議会の趣旨や目的について当局より説明を行い、構成員の取組事項や転倒、動作の反動等の行動災害防止の推進を図ることについて意思統一しました。

また、本協議会における実施事項を定めた「兵庫SAFE協議会設置要綱」を策定して同日、施行しました。

構成員の皆様からは、転倒災害防止や腰痛予防対策について事例発表や、その問題点についての意見が出され、活発に情報共有が図られました。本協議会は年に2～3回開催します。



鈴木 兵庫労働局長 挨拶



兵庫SAFE協議会「介護施設」
（午前10：00～午前12：00）



兵庫SAFE協議会「小売業」
（午後2：00～午後4：00）